

数値目標等の設定について（案）

やまなし消費者教育推進計画（H26-H29）の進行管理は、計画に位置づけた施策や関連する事業の実施状況を「消費者教育関係機関連絡協議会」を通じて把握・集約し、県地域推進協議会に報告・情報共有していくが、次の理由により当面は具体的な数値目標等は設定せず、国における指標化に関する調査研究などの状況を踏まえて、計画の見直しを行う場合に、導入の仕方や設定の内容等について検討する。（第4章「計画の推進」に明記）

1. 計画の基本的な考え方に即した項目設定が、現状では困難であること

消費者教育推進計画は、消費者市民社会の形成を目指し、様々な関係団体・機関等の‘連携と協働’により、総合的・体系的に進めていくことが必要であるが、この具体的な取組状況を数値的に把握するにふさわしい項目の想定が困難である。

（検討例）

○「県民生活センターの相談件数」

情報を社会で共有し、社会的な問題の解決につなげていく重要性の理解が消費者市民社会の基本的な考え方であることから、相談件数の増減を一概に捉えることは適切ではない。

○「消費者被害額」

センターにおいては、相談のあった事案の契約購入金額などを把握しているが、この平均額等の増減は不確定要素が多すぎて、目標設定値にはなじまない。全体額もその把握は実測不能であり、概算値などからの推計値ではあまり意味がない。

○「連携する団体等の数」

団体との関係性についての定義や捉え方にもよるが、連携や協働の仕方や内容が主眼であることから、一概にその数値を設定することは適切ではない。

○「出前講座等の開催回数や参加者数など」

センターにおいては、年間百回以上の講座等を実施するとともに、金融広報委員会等と連携した学校等への周知も進めている。講座等の実施回数や参加者数など、数量的な面のみを特出した設定は適切ではない。

○「計画策定・協議会設置の市町村数」

法定計画（努力義務）であり、市町村は国基本方針と県計画を踏まえて定めることとされていることから、その策定を指導・支援していくが、県計画の中にその数を出していることは適切ではない。

2. 国の基本方針との整合性を確保する必要があること

国においては、消費者教育の推進のために、消費者教育・消費者市民社会という概念の普及が必要であり、その普及の程度を測ることも有益と考え、今後、速やかにその指標化に関する調査研究の実施と、地方公共団体における連携の進展度の検証のための調査研究を行うこととしていることから、この内容を踏まえて、計画の進行管理の方法等を検討する必要がある。